

鴨川市子育て世帯応援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第47号

鴨川市子育て世帯応援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市子育て世帯応援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示（平成31年鴨川市告示第84号）の一部を次のように改正する。

第4条中「8,000円」を「9,000円」に改める。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。